

会計参与制度とは...

取締役と共同して「中小会計要領」などに基づいた決算書を作成する、会計の専門家(税理士(税理士法人を含む)、公認会計士(監査法人を含む))だけが就任できる、会社の機関です。平成18年施行の会社法において、決算書の信頼性を高めることを目的に創設され、すべての株式会社が「会計参与」を設置することができます。



会計参与制度創設の背景

いままで 中小企業の会計処理や決算などをチェックする役割は、主に監査役の仕事でしたが、会計の専門家でなくても就任できたため、チェック機能が働いていないのではないかとわれていました。

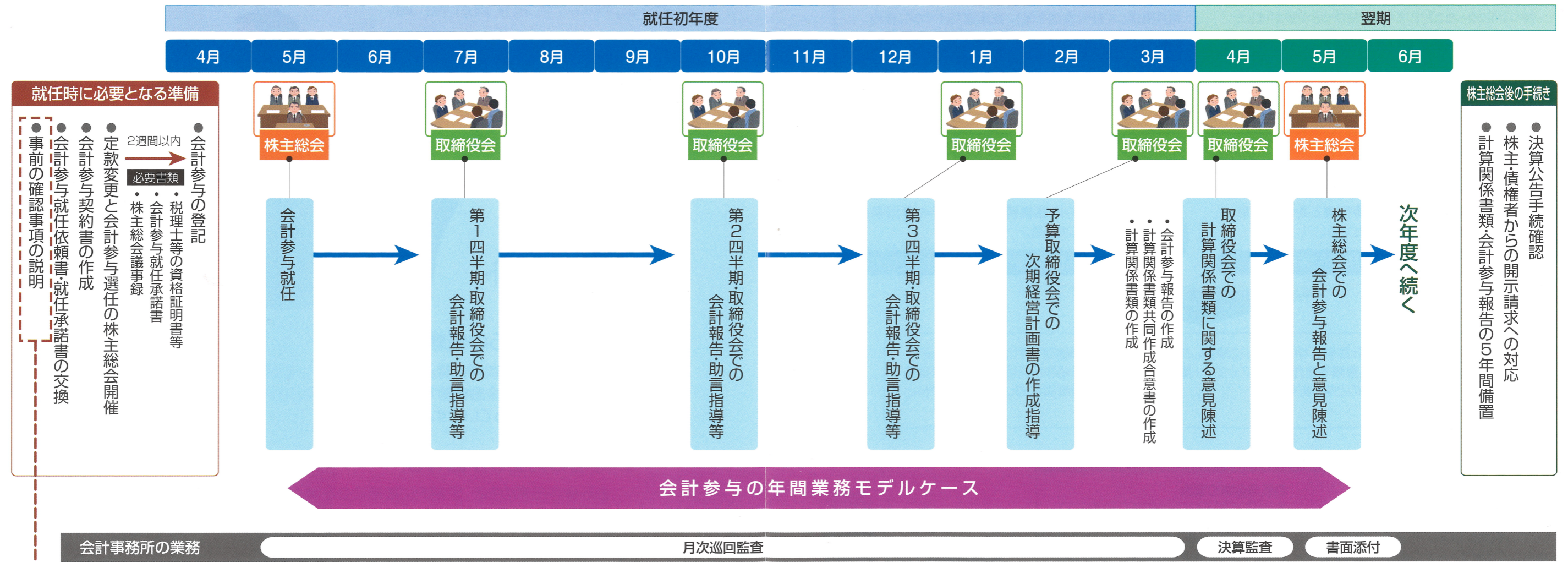
このため コスト負担等の面で会計監査人の設置が難しい中小企業において、会計専門家の監査を受けていない計算書類(決算書)の信頼性向上が課題とされていました。

そこで 会計専門家である税理士(税理士法人を含む)・公認会計士(監査法人を含む)を「会計参与」として設置する制度が会社法に導入されました。

その結果 中小企業における計算書類(決算書)の信頼性が高まることが期待され、金融機関が融資を行いやすくなり、中小企業の金融円滑化につながると考えられています。

会計参与の設置と年間の業務例...

「会計参与」を設置する場合の条件や手続き、また、就任したらどのようなことをするのかモデルケースでみてみましょう。



- 会計に関する取組みの姿勢... 就任前に、次のような事項を確認させていただきます。
- 1 会計参与就任後も、月次巡回監査と書面添付体制の維持に努めること。
 - 2 会計参与は、作成する計算関係書類の透明性・信頼性を高める効果が期待されている会社内部の機関であること。
 - 3 「中小企業の会計に関する基本要領」(または「中小企業の会計に関する指針」)に拠る計算関係書類の作成を行うこと。
 - 4 「取締役と共同して計算関係書類を作成する」ので会計参与と取締役は意見の一致が必要であり、意見が一致しない場合には計算関係書類が作成できないこと。
 - 5 当社定款に定める会社法第939条(会社の公告方法)を遵守した決算公告を行うこと。



会計事務所業務と会計参与業務の違い	
会計事務所	会計参与
<ul style="list-style-type: none"> ● 月次巡回監査を通じて、企業会計の適時性・正確性の検証を図る。 ● 決算監査を通じて、税務に関する適正性を課税当局に対し表明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記で得られた会計情報を基に、企業幹部の財務経営力・資金調達力の強化を促す。 ● 企業会計に関するコンプライアンス(法令遵守)体制の構築を図り、信頼性強化を促す。